

○財務省告示第十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年十二月十五日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年一月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第三百五 回及び第三百三十二回）、利付国 庫債券（二十年）（第四十四回、 第七十二回、第七十六回、第七 十七回、第七十八回、第八十一 回、第八十四回、第八十五回、 第八十八回、第九十三回、第九 十回、第九十三回、第一百回、第 百三回及び第九百九回）及び利付 国庫債券（三十年）（第二回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次			





（利付二十年） （第二十八年） （第四回） （庫債券）	（利付二十年） （第二十八年） （第一回） （庫債券）	（利付二十年） （第二十七年） （第八回） （庫債券）	（利付二十年） （第二十七年） （第七回） （庫債券）	（利付二十年） （第二十七年） （第六回） （庫債券）	（利付二十年） （第二十七年） （第十二回） （庫債券）	（利付二十年） （第二十四年） （第四回） （庫債券）	（利付二十年） （第三十三年） （三百三十） （回） （庫債券）	（利付二十年） （第三十三年） （第五回） （庫債券）	名称及び記号
二・〇%	二・〇%	一・九%	二・〇%	一・九%	二・一%	二・五%	〇・六%	一・三%	利率（年）
平成十年 三月十二日	平成九年 三月二十七日	平成六年 三月二十七日	平成三年 三月二十七日	平成三年 三月二十七日	平成九年 三月二十六日	平成三年 三月二十二日	平成十年 三月二十五日	平成十年 三月十一日	償還期限
二百二十三億円	百十七億円	一億円	百八十七億円	五十二億円	五十七億円	千五億円	九百六十四億円	五百四十一億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支 日本銀行

十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十六年十二月十五日

（利付第三十回） （国庫債券）	（利付第二十回） （国庫債券）	（利付第二十回） （国庫債券）	（利付第二十回） （国庫債券）	（利付第十九回） （国庫債券）	（利付第十九回） （国庫債券）	（利付第十八回） （国庫債券）	（利付第十八回） （国庫債券）	（利付第十五回） （国庫債券）
二・四%	一・九%	二・三%	二・二%	二・〇%	二・二%	二・二%	二・三%	二・一%
日年平 二成 月四 十二	日年平 三成 月四 十一	六平 月成 二四 十日 年	三平 月成 二四 十日 年	日年平 三成 月三 十九	日年平 九成 月三 十八	日年平 六成 月三 十八	日年平 六成 月三 十八	日年平 三成 月三 十八
十億 円	十七億 円	三十億 円	二十六億 円	百三億 円	億五 百二 十九 円	十九億 円	百七億 円	百億 円